

令和4年9月定例会 常任委員会

農林水産委員会

- (1) [知事提出議案](#)：可 決…2件
(2) [議員提出議案](#)：可 決…1件

(10月 3日(月))

古市三久委員

農3ページ、福島県収入保険加入促進事業はどの程度の人数を対象にした予算なのか。

農業経済課長

今年度の福島県収入保険加入促進事業の増額は、対象者を500者程度と見込んでいる。

古市三久委員

全体ではどの程度の加入者がいるのか。また、収入保険加入促進事業の補正理由は何か。

農業経済課長

令和4年5月現在の収入保険加入者は3,300者程度である。

今年度も自然災害が多発しているが、何よりも物価高騰の影響により収入自体の減少に見舞われている者がいることが今回の補正理由である。

古市三久委員

約3,300者とは全体で見るとどの程度の割合なのか。

農業経済課長

本県の農業者の全体数は4万2,000者程度だが、収入保険は青色申告の加入が要件となっており、県内の青色申告の加入者数は9,000者程度と見込んでいる。

古市三久委員

30%強が収入保険に加入しているようだが、収入保険では全体の約80~90%が補填されると思う。農業収入が下がってきているところで平均を取って収入保険で補填することにより、農業者のマイナス分が補填されるのか。

農業経済課長

農業者の収入減を補填する保険の趣旨に照らし、令和2~3年と保険の補助事業を活用して積極的に保険加入を進めてきた成果もあり、3年では、県全体で保険金が約32億円支払われている。

これは農業者の収入全てではないが、加入した農業者の経営のセーフティネットとして十分役立っていると認識している。

古市三久委員

青色申告の加入者が約9,000者とのことだが、将来的に収入保険加入者をどの程度増やすのか。

農業経済課長

約9,000者の青色申告者の中には、主にアパート経営で生計を立て農業収入は僅かである者など、農業経営に比重を置いていない者も相当数いる。

どこまで増やすかについては検討が必要だが、農業に軸足を置く農家にできるだけ多く加入してほしいため、今回の補

助事業を提案した。

古市三久委員

最後に、増額対象者である約500者の根拠を聞く。

農業経済課長

昨年の収入保険の新規加入者数が約500者であるが、若干上積みして全体で700者程度が新規加入すると見込んでいる。そのうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け10%以上収入が減少したことが要件であるため、その割合を乗じて約500者と見込んでいる。

古市三久委員

収入減少者を推定し約500者としたのか。

農業経済課長

そうである。

橋本徹委員

部長説明にもあった酪農家の輸入粗飼料の支援経費に関して質問する。農4ページ、9,647万6,000円が該当するとの説明だったが、酪農家の戸数をどの程度想定し、どのような支援をしていくのか。

畜産課長

国の統計値で令和3年2月現在の県内の酪農家の戸数は283戸であるため、対象は最大283戸に対しての支援である。

また、酪農は経営コストに占める輸入粗飼料の割合が非常に高いが、本県の場合は、原発事故の影響により輸入粗飼料の依存度が非常に大きい。さらに、海上運賃の高騰及び急激な円安により輸入粗飼料価格が高騰したため、本県酪農経営は極めて厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、今回の支援事業では酪農家が経営を継続できるよう緊急的に輸入粗飼料の価格上昇分の一部、1t当たり5,000円を4月分に遡って支援することとした。

橋本徹委員

原油価格や物価が高騰しているのは分かるが、去年の今頃と比べて、現在どの程度上昇しているのか。

畜産課長

現在の輸入粗飼料の価格は、酪農協同組合の聞き取りによると、7月現在で1t当たり約8万7,000円である。

約1年前の令和3年8月当時の輸入粗飼料価格は1t当たり約6万7,000円である。

橋本徹委員

約2万円の差があり、価格上昇分の一部を支援するとのことだが、どの程度を支援するのか。

畜産課長

今回の事業は4月分に遡って、輸入粗飼料1t当たり5,000円の支援である。

橋本徹委員

1万5,000円は酪農家の自己負担となることでよいか。1t当たり5,000円の支援であり、約1年前の輸入粗飼料価格との差額である2万円と少し時期がずれているが、酪農家は自己負担を強いられるのか。概算でよいが、割合を聞く。

畜産課長

まず、酪農家が使用している輸入粗飼料の占める割合が飼料全体のうち約16%であり、今回1t当たり5,000円を支援した。

また、それ以外に、価格転嫁の観点で、令和4年11月分から飲用向け等の生乳価格について1kg当たり10円の値上げが乳業メーカーと生産者団体の間で妥結されている。生産者団体が要望していた15円より低い額となっているが、4年11月以降の生産コスト増加分を全て転嫁することができないため、事業も活用しながら、酪農経営の継続を支援している。

宮川えみ子委員

関連だが、この支援は値上げ分のうちルール分だけか。

畜産課長

上昇した部分の一部でありルールは特にはない。

宮川えみ子委員

酪農家と言っても幅広く、283戸とのことだがどの程度の負担増になるのかイメージを聞く。

畜産課長

1件当たりの負担は計算する必要があるが、酪農規模別の補助金の交付額について本県における平均的な42頭を飼養している農場では、補助金額が約33万円である。最大規模の約600頭を飼養している酪農家では480万円、小規模で10頭ほどを飼養している酪農家では約8万円が補助金として交付される見込みである。

宮川えみ子委員

補助金の額は分かったが、生乳10円の値上げで経営していけるのか。

今後の見通しもあると思うが、高止まりになっていくと経営していけない状況になると思うが、どうか。

畜産課長

今年11月から生乳1kg当たり10円の値上げとなり、本県の酪農形態の場合、平均的な42頭を飼養する酪農家では約100万円が収入として増える見込みである。また、10円の値上げによって、最大規模の600頭を飼養する農場では約1,400万円、10頭程度を飼養する小規模な酪農家では約24万円の収入が生じる見込みである。

それ以外に、現在、国の緊急対策が2つ出されている。1つは配合飼料価格高騰緊急特別対策だが、配合飼料価格の高止まりによる生産者の実負担額増加を抑制するため、配合飼料価格安定制度とは別に令和4年度第3四半期に、生産コスト削減に取り組む生産者に対して、1t当たり6,750円を補填し、実質的な飼料コストを第2四半期と同程度の水準とする。

もう1つは国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策であり、生産コストの低減や国産粗飼料の利用拡大に取り組む酪農家に対して本年4～11月の前月である10月までの間のコスト上昇分の一部を補填する。本県では経産牛1頭当たり1万円が補填されるとの対策が打ち出されているため、総合的に支援していく。

宮川えみ子委員

今の高止まりの状況で、様々な支援策の下、価格上昇前と比べ価格上昇分はプラスマイナスゼロの負担で経営できる見通しと考えてよいか。

畜産課長

そのとおりである。

宮川えみ子委員

本県は原発事故を受けたことで輸入が多く、他県と比べると困難がある特別な県であることを加味して特別な制度が必要ではないか。

畜産課長

当課調べだが、輸入粗飼料価格高騰対策を本県と同じように実施しているのは、東北及び関東甲信越地方の15都県において本県を含め6県のみである。補助額も本県は6県の中で上位であり、しっかり酪農家に対応したい。

宮川えみ子委員

上位とのことだが、私は、原発事故を受けた本県として特別な支援をする必要があると思うが、どうか。

畜産課長

特別な支援も震災前の状況に戻して生産量を拡大することも非常に重要だと考えている。緊急的にはこのような対策を行っているが、長期的な観点から、飼料増産のための機械の整備などにしっかり対応したい。

宮川えみ子委員

緊急対策とのことだが、原発事故以降、本県は様々なことで苦勞している。特にこのような状態になったことを深く検討し、上位などと言わず特別な支援を行う必要があると思うが、どうか。

畜産課長

本県は震災の影響を受け、福島県農林水産業復興創生事業でも生産拡大に向けた取組を実施しているため、総合的に支援したい。

真山祐一委員

関連して聞くが、議会の議決を経た後、いつ頃から手続が開始されて生産者に届く補助金なのか。

畜産課長

事務手続は、事業実施主体として全国農業協同組合福島県本部、福島県酪農業協同組合、商系の（有）福島県南酪農を想定している。

4月に遡った補助であるため、今月以降、各団体に様々な事務手続を周知し、速やかに上半期分に対応できるよう実施したい。

真山祐一委員

支給は年内や年度内なのか。

畜産課長

基本的には購入伝票を提出してもらおう。各組合に4月から購入した輸入粗飼料の購入伝票を提出してもらい順次支援する。時期は団体と今後調整し、年内には始めたい。

古市三久委員

そのような答弁はどうかと思う。予算が決まったら直ちに農業者に金が届くよう準備しなくてはならないが、農業者、農業団体から領収書もらった後実施するとの答弁はまずい。

農業者は今困っているため、直ちに領収書を提出できる仕組みをつくり、領収書が提出されたら直ちに金が振り込まれるようにしなければ駄目である。6月定例会でも質問したが、農業者は非常に困っていると思う。早急に実施すべきだが、部長の考えを聞く。

農林水産部長

予算成立後、速やかに事務手続を進めて、なるべく早く農業者に支払われるよう進めていきたい。

古市三久委員

よろしく願う。

宮川委員から話があった問題について、課長は他県と違うとの答弁をしていた。結局この財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であり、使い道としてどうなのかとの問題もあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により地域は疲弊している。そのため、この交付金を使って農業者の支援をしていくことはやぶさかでないが、東北6県等と比べて本県は特別だと答弁した理由や根拠は何なのか。

畜産課長

今回の9月補正及び前回の6月補正に際し、他県で同じような取組をしているかどうか、東北及び関東甲信越地方の15都県に当課から調査して支援内容を聞いた。

本県を含め地方創生臨時交付金を活用して対策をしているところは6県あり、本県は単価等を含め上位にあることを確認した。

古市三久委員

地方創生臨時交付金を使って横並びで実施し、なおかつ単価を高くしたとのことだと思う。本県は農業も含めて3・11以降全ての競争力が低下しているため、様々な補助金をふんだんに使って施策を実施している。

先ほどの話にもあったように、本県は放射能の影響で、草や飼料などについて様々な問題により使えない部分もあるた

め輸入飼料を使っていることからすると、競争力を高める意味では他県と比べ特別な支援をすることが当然である。

本県はあらゆる面で競争力が弱いため、国からの交付金等により競争力向上や風評対策などに取り組んでいる。つまり、特別に金を使って、なおかつ速やかに業者に金が回るようにしなければまずいと思うため、しっかり実施してほしい。

また、先ほど課長が様々な支援があると答弁していたが、本当に農業者のプラスになるかが問題である。様々な補助をもらっても100万円かかったうち90万円しか入ってこなければ10万円が赤字となり、本県の農業者、畜産業者及び酪農業者がいなくなってしまう。食糧危機だと言われているが、農業生産力を高め県民の食料を確保していくことが本県の農業政策でなければならない。

しかし、課長の答弁を聞くと、酪農家が補助金により少し楽になるか極めて疑問である。酪農家や畜産家にもプラスになることを我々に分かるように説明してもらわなければならない。飼料価格の高騰から、畜産も子牛の値段が上がらずに下がっているほどであり、本当にそれでもうかるのかと足踏みしている農家が多い。きちんと対策しなければ原発事故でも影響を受けた本県の畜産業及び酪農業のさらなるマイナスになる。

答弁では様々な対策が示されたが、飼料価格高騰等による酪農家の減収に見合った金がきちんと補填でき、なおかつプラスアルファとなるとの説明がほしいが、どうか。

畜産課長

本県の酪農家の飼養形態等は様々であるため、個別の農家の収入は把握できず、国の資料等を活用しながら収入の状況と補填金等を判断しているが、酪農家の人件費を除けば現在の対策でプラスになると見ている。

古市三久委員

基本は国の政策でありここで議論しても仕方がないが、県は国の政策にのっとり実施しているためやむを得ない。農家の人件費をあまり考えないことでなんとかしている実態がある。本来的には駄目であるため、農業収入で生活できるよう改善する国の農業政策が必要だが、本県や全国の農業がよくなるよう国にしっかりと求めてほしい。

宮川えみ子委員

人件費を入れると少しマイナスになるとの答弁だが、後継ぎの不在につながる。今でも大変な中で頑張っているが、縮小につながる重大な問題である。緊急的な問題の提案はあったが、畜産農家が経営を縮小せず頑張ることができる支援を求めたい。

江花圭司副委員長

農4ページ、原油価格・物価高騰対応関連経費について、地方創生臨時交付金を活用しているが、県議会の9月定例会が始まる前に、市町村議会で早く予算化して飼料対策や原油価格・物価高騰対策を実施するため、市町村に配分されている地方創生臨時交付金を使う場合が大変多い。県を待ってられず市町村独自で実施せざるを得ないとのことだが、制度設計において市町村からの聞き取りを行って予算化しているのか。

農業経済課長

農3ページの福島県収入保険加入促進事業も同様に地方創生臨時交付金の物価高騰分を使っており、農業者の収入減少の影響が顕在化し始めたことを県が把握したのが8月以降であるため、この時期の補正で要求した。

なお、福島県収入保険加入促進事業は、県内でも同様に独自に取り組んでいる市町村が幾つかある。

次長（生産流通担当）

畜産飼料の事業の検討について、畜産課長の答弁で事業主体として想定される団体を幾つか挙げたが、そのような団体からも要望を受けている現状を踏まえ今回要求している。

市町村と全て調整しているわけではないが、生産者に近い生産者団体の話を踏まえ県としては今の時期に計上した。

江花圭司副委員長

市町村から県に要望が来る段階で、コロナ禍や原油価格高騰対策に関して、県はこれだけしかできないのかと言われるが、県ができることを市町村に明確に伝えるべきである。

市町村にも地方創生臨時交付金が入っており、モデル事業など市町村と県の役割として情報共有しなければ、困っている農業者に行き渡る政策になっているはずが互いのできることで、できないことで伝わらないことがあるため、努力願う。

古市三久委員

農13ページ、広葉樹林再生事業の約2,900万円の内容を聞く。

森林整備課長

広葉樹林再生事業は、まず市町村などが広葉樹林再生プランを策定し、シイタケ原木等の広葉樹を対象に、更新に必要な伐採と、作業道の整備などを行う際に必要な経費を支援する事業である。

古市三久委員

3・11で影響を受けたシイタケ原木の広葉樹は放射能が高く使えないため伐採する事業があるが、その事業とリンクするのか。

森林整備課長

委員指摘のとおり、放射性物質が付着して指標値を上回っているシイタケ原木を伐採して、萌芽による更新を行う事業である。

古市三久委員

これは当初予算ではなく補正予算で初めて計上した事業か。それとも当初予算にも幾らかあり追加となったのか。

森林整備課長

この事業は当初予算から計上しており、想定面積150haが156haとなり6ha分増えたが、事業実施主体での不足分を今回補正で計上した。

古市三久委員

当初予算で150haが補正で156haとのことで随分細かいと感じるが、約300haで実施するとのことだと思う。それは全体のどの程度の割合なのか。

森林整備課長

トータルで156haであり6haが今回追加になった。

古市三久委員

つまり、当初は150haで6ha増やして156haになったとのことか。それは全体の面積のどの程度の割合なのか。

森林整備課長

昨年度、事業をリニューアルする際に県全体で面積がどの程度あるかを推計したが、県全部で約5,000haのシイタケ原木を使っていたと想定される。年間どの程度できるかも併せて試算したところ最大で250haだった。シイタケ原木となる広葉樹林の場合、伐採時期が落葉してから2月頃までの季節限定であり、精いっぱい実施して250haと考えている。

古市三久委員

5,000ha全部で実施するには30年以上かかるため、サイクルを何とか回していくとのことか。本当に30年先まで予算が取れるのか心配である。

森林整備課長

震災後のシイタケ原木は大体20年生で伐採して収穫するサイクルになっている。それを、年間250haで実施するとして20年に250haを乗じて約5,000haと考えている。予算については、放射性物質の影響に関するものであるためいつまで予算化できるのか明確には言えないが、放射性物質の影響が残る間は、国に働きかけて事業を進めていきたい。

古市三久委員

20年サイクルで切り、また出てきた木を20年で切ると思うが、今から20年たつと50年以上経過する木も出てくる。切っても芽が出てこないことも想定されるが、どう考えているか。

森林整備課長

広葉樹はあまり年数がたつと萌芽能力が落ちるため、なるべく太くなっている場所から優先順位をつけて切っていく。

古市三久委員

切った原木はどのように処分するのか。また、処分費用も予算に入っているか。

森林整備課長

この事業では、伐採、玉切り、林内集積及び作業道の経費が含まれる。なお、伐採、玉切り、林内集積の経費とは次の伐採の際に、切りっ放しで長いままだと邪魔になるため玉切りして林内集積するための経費である。

切った木の所有権は所有者のままになるため、例えば燃料のチップなどに使いたいとのことであれば民間で話し合い処分してもよい。

古市三久委員

そこが問題である。所有者の理由ではなく原発事故が原因である。切るまでは県が出すが、後は所有者が勝手に処分するものであり、民間での話し合いのことは問題だと思う。

所有者が勝手に処分してよいとのことだが、東京電力に賠償させるなど何か県で行うべきであり、果たして山に積まれた木が何年かたって腐るまで待つことでよいのか。放射性物質が高いことが想定されるのであれば、東京電力が処分したり、東京電力が費用を負担し県が処分するなどしなければ非常に不十分な対策だと思う。東京電力の原発事故が原因であるため、切った後は所有者が勝手に処分することは問題がある。山林の所有者の自己都合ならよいが、そうであれば県が木を切ることも自体も問題であり、民間の山林は民間で切ったらよいとなる。

しかし、原発事故によりこのような問題が発生し、県は事故に関係する予算財源である福島再生加速化交付金を活用して事業を実施している一方で、切った木は所有者が個人で処分することは問題があるため再考してほしいが、どうか。

森林整備課長

広葉樹の材の利用方法について、昨年度、里山広葉樹林再生プロジェクト推進連絡会議において、国と県、林業関係団体2者で様々に検討した。身近なところで言えば、フローリング材などに広葉樹を使っている例もある。

この事業では、除染や補償ではなく、シイタケ原木の広葉樹林をいかに再生していくかに重きを置いているため、最低限、伐採、玉切り、集積及び作業道の経費を支援している。

古市三久委員

どのように再生するのか。

森林整備課長

広葉樹は萌芽があるため、1度切り、切り株からまた芽を出させて、その木を育てて売る事業である。

古市三久委員

通常であれば、国の福島再生加速化交付金を使わなくても、個人の原木生産者が期限が来たら伐採して使用や販売ができるが現在ではできないわけである。

これは再生ではなく、持ち主が切って自分で使用や販売を行いシイタケを栽培すれば再生事業を実施する必要はない。現在はなぜできないのかに問題があるが、どうか。

森林整備課長

シイタケ原木の放射性ベクレルは1kg当たり50Bqとの指標があるが、まきだと40Bqの指標を超えると取引ができずほとんど買取り手がないため、この事業により新しい広葉樹を育てて数値の低減を図る。

古市三久委員

シイタケ原木生産者に対して、県が切った後は自動的に出てくるため切った木はそこに置いておくから山林所有者は自由に処分するようにはおかしい。

シイタケ原木の生産、販売が可能であれば、県が交付金を使って実施する必要はない。なぜこの交付金を使って実施するかに問題がある。悪いが、課長の答弁のような論理は成り立たない。

シイタケ生産に使用せず、原木を販売できないため山林を伐採し再生して、30～50年後には、一般的には半減期があるため放射性物質のベクレル値も低下して恐らく使えるとのことだと思うが、使えない可能性もある。原因は何か考えないとまずい。

3・11で原子力発電所が放射性物質を本県全体に拡散させた結果、このような問題が発生している。原因に基づいた対処の方法として、取りあえず木を切り再生するが、切った木は持ち主が自由に処分するのは納得がいかない。

例えば県が原木を処分したり、別に再利用できるのであれば持っていくなど、最後まで対応することが県の役割だと思うが、どうか。

森林整備課長

繰り返しになるが、シイタケ原木としては使えない材もチップなどほかの用途には十分使える。全く使えないのであれば検討も必要かと思うが、事業の目的はシイタケ原木やまきに使えないことに限っており、ほかの用途に使えるため買い取ることは検討していない。

古市三久委員

要するに地権者が自由に考えて使えるところに売ってほしいとのことか。

森林整備課長

具体的に森林所有者がそこまで考えられるかは、なかなか難しいところがある。

森林組合や林業事業体等は、シイタケ原木としては使えないが他の用途には使えるとの情報を持っているため、材をどのように所有者に還元できるかは、そちらから十分情報提供されるところを考えている。

古市三久委員

どこから情報がいくのか、県からか。

森林整備課長

森林組合や林業事業体は県よりはるかに詳しい。発注は市町村になるが、もともとシイタケ原木販売者はそのような情報に非常に敏感であり、広葉樹を伐採する業者から所有者に情報が行くなど、材をどこに持っていけばよいのかの情報は十分伝わると考えている。

古市三久委員

そのように考えられることは否定しないが、県は事業を実施した場合最後の出口まで面倒を見るべきだと思う。例えば森林組合など情報を持っているところが地主と話して買取りや処分をするなど、県が金を出すかどうかは別にしても最後まで面倒を見ることを約束すればよい。

量にもよるが、放射能を測定するのか、測定しないで伐採だけするのか。原因は3・11であるため、木材のベクレル量も、最後の出口まで県がしっかりと面倒を見て地主に負担がないよう事業を実施すべきだが、どうか。

次長（森林林業担当）

広葉樹の再生事業は昨年度から始まったばかりである。今まで広葉樹林の再生が進まなかったが、この事業によって放射性物質の影響や材の利用等について、今後知見を集めながら対応していく仕組みになっている。委員の意見も踏まえ、今後の広葉樹林の再生に取り組んでいきたい。

古市三久委員

これ以上言わないが、いずれにしても、原発事故から発生した放射能の問題である。以前はシイタケ原木生産者が自由に販売や生産ができたが、事業により伐採、再生することによって、その伐採した木をどうするか問題になる。県は、売買は勝手であり自由に行ってほしいとのことだと思う。原発事故に関係する問題であるため、本来は東京電力が対応すべき問題だが、県が事業費を使って実施するため出口も含めてしっかりと面倒を見なければならない。ぜひ検討し、しっかりと対応してほしい。

宮川えみ子委員

農13ページ、スマート林業推進事業費の補正はオペレーターの養成と聞いたが、林業に関わる者が一定程度順調に増えたのか。

森林計画課長

スマート林業推進事業費については、もともと国の令和3年度一次補正予算で措置されたスマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうちの林業部門である。

今回の補正は、ドローンの導入に加え、ドローンは講習会を受けなければ運転及び稼働することができないため、育成を支援する枠組みが用意されており、その事業費が616万9,000円である。

宮川えみ子委員

どのような年代のオペレーターを養成するのか。

森林計画課長

事業者の中で、どのような年代の者が講習会を受けるかは把握していない。従来の林業の現場では人肩で苗木を運んでいたが、40kgまで運べるドローンを導入する。人肩で運べる荷物は約20～25kg、苗木で100本程度が上限だが、導入により一気に250本程度は運べる。

もともと年配者が多くICT機器に取り組みなかったが、今回、ある事業者から導入したいとの提案があったため、ある程度若手が育ってきていると想像している。

宮川えみ子委員

今年は米の買取り価格が若干上がったと感じるが、肥料代の値上げが厳しく農業を辞める流れが強まっていくのではないかと思う。議案にもあったが、肥料代の値上げについて、高止まりになっていくと思うが、一定の支援を行うに当たって、県は状況をどのように見ているか。

環境保全農業課長

肥料について、一般的な窒素、リン酸、カリの3要素を含む化学肥料はJAのプレスリリースで価格決定しているところでは昨年度と比較して55%ほど値上がりしている。他の肥料も、変動はあるものの大部分が値上がりしている。

宮川えみ子委員

値上がりしているのは分かる。米の値段が去年より少し上がった程度ではとてもやっていけないとの声に対して、どのように考えているのか。

環境保全農業課長

6月補正による県の肥料価格の支援事業と、7月に国が公表した肥料費の補填事業を今後進めたい。

宮川えみ子委員

これも幅があると思うが、補填しても負担があるのではないか。

環境保全農業課長

値上がり幅は、国が10月上旬に発表するため、どの程度上がるか把握していない。国は、値上がり分の7割を補填する事業を組んでいるため周知していきたい。

宮川えみ子委員

7割補填だとどの程度の負担になるのか。例を上げてほしい。

環境保全農業課長

なかなか難しいが、国の農林統計の水稻の値を使うと10a当たりの肥料費は、値上がり前で約1万円だった。仮に、6割程度値上がりすると10a当たり6,000円ほど値上がりすると試算している。発表されている程度の収量だと1俵当たり約700～750円の値上がりだと試算している。

宮川えみ子委員

多く肥料を散布する者とそうでない者がいると思うが、どの程度の負担になるのか。

環境保全農業課長

今ほどの試算だと、10 a 当たり6,000円であり所得の約6%分の値上がりとなる。

宮川えみ子委員

平均すると、反当たり約6,000円の負担になると見てよいか。

環境保全農業課長

あくまでも試算での前提だが、反当たり約6,000円上がる。

宮川えみ子委員

相当幅はあると思うが、7割の補填で肥料代が反当たり約6,000円の負担になると考えてよいか。

環境保全農業課長

6,000円分に対して約7割とのことなので、約4,000円が国から措置される。

宮川えみ子委員

ルールどおりでは農家の負担が増えると思うが、もう少し支援を考えられないか。今後も高止まりでなかなか価格が下がる見込みがない状況であり、米の値段も去年があまりにもひどく今年は少し上がるかもしれない程度で、またこれだけ負担が増えると農家を続けられない流れもますます強まってくると思うが、どのように考えているか。

環境保全農業課長

値上がりの要因は主に化学肥料であり、ほとんどが国外から輸入しているため、まず土壌分析を行い、実態に合わせて無駄な施肥をしないこと、また、堆肥など地域にある有機性資源を利用して、なるべく化学肥料を使わない技術を普及したい。

宮川えみ子委員

なるべく化学肥料を使わないとは、具体的にどのような指導や援助を行うのか。

環境保全農業課長

今年の県の事業では、土壌分析、化学肥料をなるべく少なくする現地実証、それに対する支援、堆肥の地域内循環などの取組に対する支援等を行っている。

宮川えみ子委員

正論であり、化学肥料は高いためなるべく使わないことはよいが、技術援助など様々なことを同時並行的に支援しなくてはならない。具体的な話を聞きたいが、どうか。

農業振興課長

化学肥料をなるべく使わない技術としては、例えば、田植の際に側条施肥田植機を使用する。これは水田全面に施肥をするのではなく、稲を植える側に施肥をする側条施肥という技術であるため、技術情報として農家に発信し技術支援を行う。

宮川えみ子委員

それだけか。

農業振興課長

栄養診断もある。先ほど土壌診断について答弁したが、園芸施設で養液栽培を行う場合、溶液の分析を行った上で適正な施肥を行う。また、点滴かん水などにより肥料を節約する技術もあるため、米や園芸関係について技術指導を実施していきたい。

古市三久委員

関連して聞くと、機材不足か人員不足か分からないが、先日農協関係で、土壌の調査測定にもっと力を入れ拡大してほしいとの要望があった。適切に圃場に肥料を散布し、本県全体で化学肥料使用量を減少させるため土壌測定を実施すると思うが、技術的な体制を拡充していく必要があるのではないかとこの要望だった。今後の県の見通しはあるのか。

環境保全農業課長

土壌分析には非常に手間がかかる。県内は農家も圃場も多いが、県が開発した簡易分析の技術がある。例えばカリ肥料について、今までは高価な機械を使っていたものを約5～6万円の小型機械で測定する技術を開発したため、農林事務所や普及所にセンサーを配付し支援する。また、現在JA中央会等と今後の支援について検討している。

古市三久委員

農家が手軽に土壌調査をして、結果に基づき肥料散布できる体制を整備してほしいとのことだった。JAなど、操作するステーションのようなものを整備し、農家が適時適切に土壌調査して、無駄なく施肥できる体制整備をしてほしい。

真山祐一委員

肥料高騰等について、先ほど農業振興課長から施設園芸の答弁があった。施設で水耕栽培をしている生産者に対する肥料高騰対策について説明願う。国の制度と同じ要件なのか、また別の話なのか。

環境保全農業課長

7割補填する国の事業の中で、養液栽培でも肥料を減らす方法として、例えば分析値に基づいて肥料を入れたり、水耕栽培の肥料は一定期間ごとに排水して新しい量を足すが、その期間を延ばす取組も支援の対象とするとの要件があるため対応できると思う。

真山祐一委員

一部の施設園芸農家からは養液は水耕栽培そのものであるため、これを減らすと生育そのものに非常に悪い影響が懸念されるとのことだが、答弁のあった技術的指導で対応すれば、生育上もさして問題なく対応できるとの科学的知見が既にあるとの認識でよいか。

環境保全農業課長

国の要件で定めているため、国で知見を持っていると認識している。

真山祐一委員

国の要件を確認したい。

あわせて、県の肥料高騰対策は水稻のみとの認識でよいか。または、何か別の枠で実施しているのか。県としての考えはあるか。

環境保全農業課長

県の6月補正での事業は、稲作経営体に対して、あくまでも水田を活用した分についての支援である。米以外の転換作物に対しても支援しているため、地目が水田であれば対象となる。

真山祐一委員

予算の制約があるのは重々承知している。米や転作作物については県独自で支援することだが、施設園芸など品目、生産方法による線引きの考え方があれば提示願う。

環境保全農業課長

県の事業に限ると、もともと新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が財源であるため、特に水稻が肥料価格高騰と価格低下のダブルパンチを受けているため支援することとした。

宮川えみ子委員

肥料の話の続きだが、値上げは考えざるを得ないタイミングもあると思う。水稻が倒れるのは肥料を多く散布したせいかと思うが、今年はより多く倒れている気がする。水稻が倒れている状況についてどのように考えたらよいか。また、肥料を多く散布すれば多く生産できるかと思うが、倒れることとの兼ね合いもあると思う。農家はよく分かっていると思うが、まだまだ技術的指導が大事ではないか。高齢の農業経営者も多いため、現在の知見を様々な機会に指導、援助すべきと思うが、どうか。

水田畑作課長

生産者は、穂ができる幼穂形成期の生育を診断し、適正に施肥を行っている。また、生産者は食味にも配慮し、なるべく多肥にならないよう肥培管理している。宮川委員は、おそらく会津地方で倒れている水稻が多いと感じたと思うが、適正な生育量の確保と施肥管理を農林事務所の普及部普及所から指導しており、倒伏が多かった一昨年の状態より倒伏程度は低減されていると感じている。

橋本徹委員

6月定例会でも質問した小麦について、その後の状況を聞く。

会津地方及び浜通り地方に大きな団地をつくる予定とのことだったが、その後どうなっているか。

水田畑作課長

主食用米から麦、大豆、そばへの転換を促進するため取り組んでいるが、各農林事務所が推進対象をリストアップし、それぞれの生産集団や法人を今後、地域の見本となる経営体に育成していく地区として選定するためのヒアリングを実施している段階である。

橋本徹委員

6月定例会では10月に向けて着手すると認識していたが、時期としてはもうそろそろか。

水田畑作課長

現在、モデル地区を選定しようと考えているが、各農林事務所でもリストアップした地区について、当課がヒアリングを行っている。

橋本徹委員

前定例会では10月との答弁があったと記憶しているが、小麦、大豆など様々なものが値上がりしており、6月定例会で予算づけされたものであるため、できるだけ早く対応願う。

もうそろそろサケが遡上すると思うが、木戸川の漁協関係者に聞いたところ今年もあまりよくないとのことだった。温暖化でサンマの不漁が続いている一方、沖でフグが取れたり、いわき沖でイセエビが取れるなど、大分海洋の中が変わってきている。特にサケの養殖が危機的状況にあるが、今回も見通しがあまりよくない中で県はどのように支援していくのか。

水産課長

サケの来遊量は今年も少ないとの予測である。県としては、サケの卵に余裕があれば本県に優先的に譲るよう、東北各県に文書で依頼している。

また、ふ化放流については、現場の普及員、国の水産研究機構と連携しながら効率的な放流のため、技術指導をしっかりと継続する。

橋本徹委員

太平洋側が不漁の一方、日本海に面する山形県などは豊漁とも聞いた。青森県の事例などを踏まえ、もう一歩踏み込み、マスの養殖で代用するなどの対策を進める時期に来ているのではないかと思うが、県の考えを聞く。

水産課長

確かに青森県等では海面でサケの養殖にも取り組んでいる。残念ながら本県の海は青森県に比べると水温がかなり高い海域である。サケ科魚類は基本的に冷水性の冷たい水に生息する魚であるため、技術的にかなりハードルが高いと認識している。しかし、これから様々な技術改良が進むと思うため、技術改良の進捗状況を注視し可能性を模索したい。

橋本徹委員

ぜひよろしく願う。地元の木戸川のみならずほかの漁協も非常に大変な状況であり、先日9月23日に開催されたふたばワールドでは残り少ないサケの切り身でサケ汁を作り、あっという間に完売するという昔だったら考えられないような状況であったため、ぜひ踏み込んで、サケに代わりマス等を養殖するなど検討してほしい。現在、サケいくら井などを頼んでも、本当にサケの卵なのか疑うほど小さい代替品も見受けられる。沿岸部の漁業組合の振興のためにもぜひ検討願う。

古市三久委員

水温が高くなり本県にはサケの回帰が非常に少なくなったため、将来的な展望もないのか。それとも一時的なものなのか。研究結果や考え方を聞く。

水産課長

サケの回帰率が低下している原因は、国と県で連携して調査を進めている。有力な説としては、3月にサケの稚魚を海に放した後、太平洋海域を北上してオホーツク海に入り、4年かけて生まれた河川に帰ってくる生活サイクルを送っている中で、春先に太平洋を北上する際の海の水塊配置、暖流、寒流の水塊の配置状況について、北上する海域に暖水塊、温かい水の水塊があり、それがサケの稚魚のオホーツク海への北上を阻止していることが今のところ考えられる一番の原因である。

これが長期的か、短期的かは現時点でよく分からないが、サケの回帰状況と併せて海洋の水塊配置を常に注視しなければならない。

古市三久委員

私も専門家でないためよく分からないが、サケの稚魚を放流して帰ってくることが太平洋側、特に双葉郡の一つの文化だった。ぜひこれからもそのようにできる研究を行ってほしい。

フグの水揚げが3年間で30倍になったとの話もある。これは相馬双葉漁協の状況だが、この影響はサケの放流やサケが帰ってこない海流の状況と関係するのかな。

水産課長

トラフグは昨年9月の実績で約4 tの水揚げだったが、今年は1週間で約3～4 tと好漁である。資源の来遊に関して、トラフグは暖流に分布する魚であるため、水温の影響はあると考えている。

水揚げ量が増えた要因としては、資源が高水準で推移したことにより着業する漁業者が増えたことも一因だと思う。

本県の手は潮目の手であり暖流、寒流の魚が両方取れる豊穡の海域であるため、水温状況を見ながら有効に魚種を活用していきたい。

古市三久委員

ここ3年ほどで海が変わったとも言われる。本県でのトラフグの活用はこれからだと思うが、なぜそうなったのかも含め将来的にこの状況が継続していくかよく調査すべきである。もし継続していくのであれば、その活用について、県の考え方を業者に示していく必要があると思うが、どうか。

水産課長

委員指摘のとおりである。

海の手、魚の手来遊状況を調査したデータを漁業者に提供し、どのような資源活用の仕方がよいか情報提供しながら、水揚げ量の拡大に取り組む。

古市三久委員

本県の手通り手地方や相馬地方の水揚げ量とともに売上げ額が上がり、漁業者の手プラスになるような体制をつくってほしい。

また、現在いわき市でも問題になっているが、全県的にもナラ枯れが問題となっている。先日のいわき民報にも載っていたが、カシノナガキクイムシという昆虫が中に入ってナラの手を枯らすとのことである。これは松くい虫と同じように大変問題になっているが、この問題に対する取組と今後どのようにしていくか聞く。

森林保全課長

ナラ枯れは、ナラ菌をカシノナガキクイムシが運びナラが枯れるという一種の伝染病である。

対策としては、市町村などが行う被害の把握、被害の予防や被害木の駆除といった防除対策に対する支援を行い、被害の拡大防止を図る。また、被害が拡大傾向にあるため注意深く監視しながら、被害の実態を把握して対策を講じたい。

古市三久委員

これからだと思うが、全県的な調査をして対策を決めてほしい。

当初予算などに支援の財政的措置はあるか。それともこれから行うのか。

森林保全課長

ナラ枯れ対策は当初予算から確保しており、市町村などがナラ枯れ対策として駆除及び予防対策を行うものに対する補助支援を行っている。

古市三久委員

どの程度の予算で伐採などの対策を行うのか。枯れた木の本数を根拠とした予算だと思うが、1本当たりどの程度の予算を計上しているのか。

森林保全課長

予算額は、今年度3,400万円で補助率が4分の3である。この全てがナラ枯れの駆除ではないが、大部分を占めている。昨年度の駆除量は、病害虫の伐倒駆除として虫が入った木を倒し、虫と一緒に処理して被害が広がるのを防ぐ対策が376㎡、樹幹注入を行い、病気が広がらないようにする予防対策として683本、そのほか虫を1か所に集めて駆除する対策も行っている。

古市三久委員

現在決定的な対策はなく、これまで松くい虫などで行ってきた考え方により実施しているのか。

森林保全課長

カシノナガキクイムシ自体は昔から日本にいる虫であり、絶滅や被害の根絶は困難だが、松くい虫と同じように、枯れた木の駆除や予防対策として公益性の高い森林を守る対策により対応している。

古市三久委員

我々が子供の頃は、このようなことはあまりなく最近問題となってきた。つまり、昔から虫はいたが山林の更新を行ってこなかったことに原因があるのか。

森林保全課長

昔はナラの木などをまきや炭、シイタケの原木などに使ってきた。カシノナガキクイムシ自体も太めの木に被害が出る傾向があるため、利活用が図られなくなってきた森林に被害が広がってきたのではないかと考えている。

古市三久委員

外国から来た虫ではなく昔からいるのか。

森林保全課長

昔からいる虫である。

古市三久委員

課長が答弁したように、昔は、まきとして使うため10～20年で伐採して山を更新しており目立たなかったと思うが、現在は山の木を切ることがなく被害が発生している。そのことが大きな原因とするならば、もう少し山林に手を加える必要があると思うため、山が枯れて茶色にならないよう対策を検討願う。

もう1つは、肥料の問題について、化学肥料が高騰しているため、有機農業をどのように行うか様々なことが言われている。国も化学肥料を使った農業から100万haを有機農業にするとやっている。

本県も、肥料価格高騰を契機として県で方針をつくり有機農業を推進しているが、さらに推進することが求められていると思う。県の今後の考えを聞く。

環境保全農業課長

新しい福島県農林水産業振興計画では、環境と共生する農林水産業の推進として、有機農業と特別栽培などの環境に優しい農業の取組面積を現在の倍となる6,000haにするとの目標を掲げている。

特に有機農業について、担い手の確保、有機JASの取得拡大、技術の開発等を含めて総合的に支援しており、今後も支援したい。

古市三久委員

県の計画を見るとそのように書いてある。何とかしなければならないと言っているが、実際に国の言う2050年までに100万haに拡大するには、全国各地で有機農業に対する取組を飛躍的に実施しない限り、私は達成できないと思う。

肥料価格が高騰し、化学肥料が非常に大変な状況だとの答弁があり、稲を植えるポイントに施肥して化学肥料を少なくすることも1つの考え方だと思うが、やはり有機農業による安全な食料を生産する体制をつくっていく必要がある。

それには、環境保全農業課の中に有機農業専門の者を配置し、本県独自の体制強化を行うことが必要ではないかと思うが、部長の考えを聞く。

農林水産部長

持続可能な農業との面で環境に配慮した有機農業をはじめとする環境保全型農業は重要である。体制については様々な方策があると思うため今後検討したい。

古市三久委員

本県の実施状況を有機農業でも対外的に発信して、本県産農産物が安心して食べられると周知してほしい。

先日自由民主党の山内議員が、食料安全保障の強化と農業の持続可能な成長について質問した。知事はこれから様々なことを実施すると答弁したが、具体的に政策をつくるのは農林水産部である。

小麦や大豆の問題の質問もあった。防衛力強化も安全保障だが、やはり食料がなければ戦争もできない。ロシアが戦争できるのは、山ほど食料を持っているからである。国はこれまで輸入を中心とした食料政策を取ってきたが、国がそこから転換する意味で、本県は具体的な方針をつくるべきである。

例えば電気は、2040年までに本県のエネルギーの全てを再生可能エネルギーで生産するとしている。県民が食べる食料は本県で供給できるとの方針をしっかりとつくるのがSDGsである。

山内議員の質問に対し農林企画課が書いて知事が答弁したが、具体化する政策をつくることに対する部長の考えを聞く。

農林水産部長

知事からも答弁したが、国際情勢の変化等に伴い国内での食料の安定供給の重要性が非常に高まっていることを踏まえ、新しい農林水産業振興計画に今後検討を加え、しっかりと食料の安定供給に向けた施策を展開したい。

古内三久委員

部長には、カロリーベースでの自給率78%を100%近くにする農林水産部の政策をぜひ緊急に作成してもらい県民の安全・安心のための本県農業にしっかりと取り組んでほしい。

橋本徹委員

古市委員に関連して質問する。ナラ枯れについて、人が住む、例えば公園などには対応するが、山の中を見渡すと単体でぽつぽつ枯れている場所に関してはなかなか対応できていないとの答弁が何年か前にあったと認識している。当時と現在の状況や対策は変わっているのか。

森林保全課長

ナラ枯れ対策は、人が日頃使うような場所、森林公園、人家の近くの里山を中心に対策している。

橋本徹委員

車で走ると、山々に既に紅葉が始まっているのではないかといいところも見受けられるため、抜本的に対応するのであればそのようなところも対応願う。一つ一つ切るにしても山に入っていくことも大変であり、現実的な問題もあるが、根絶に近いようにしてほしい。

公園に関しては、全国ニュースでカエンタケの発生が報道されていたが、県内の状況も含めてどのように把握しているのか。

林業振興課長

今年度、県にはカエンタケが発生したとの情報は上がってきていない。以前、テレビ等の報道でもあったが、広葉樹を伐採した根元に発生するとのことであるため、森林公園等の伐採後の抜根に発生する可能性がある。市町村等にも情報提供して注意するよう呼びかけたい。

小林昭一委員

過日、委員会として、農地、農業施設の災害について会津北部の現地調査を行った。会津地方は収穫の真っ最中で、盆地の中には今年は収穫が多いのではないかとの期待を持っている。近年、自然災害、特に豪雨に関して、記録的なとんでもない雨量となることがある。盆地を見渡したとき圃場が大きくなっており、対策の一つとして、水田を利用した保水、田んぼダムが有効であるとのことだが、100mmでも200mmでも、圃場に20cmの水をためて置けば保水になり有効な策との思いでニュースを見たが、県としてどのような対策を取っているのか。

農村振興課長

前回の委員会でも答弁したとおり、今年度、県としてこれから市町村が事業を推進していくに当たり、技術的な資料、効果をまとめてきた。9月までに取りまとめを終えたことから、今後、10月中旬を目安に市町村に説明し推進を図ってきたい。